

FTA に関する政策決定システムの 日韓比較分析

藤 末 健 三

1. はじめに
2. 先行研究
3. 仮説と分析の枠組み
4. 日韓の交渉段階毎の FTA 交渉期間の比較
5. コア・エグゼクティブの比較
6. FTA 交渉手続きの規定
7. 政府交渉体制の比較
8. FTA 政策に関する政府系シンクタンクの比較
9. 終わりに

1. はじめに

本研究の目的は、日本と韓国の自由貿易協定 (FTA)¹ 政策に関する政策決定システムを比較分析することである。特に同時期に従来の世界貿易機関 (WTO) を中心とする多国間主義に基づいた通商政策から二国間 FTA を重視する政策へと転換した日本と韓国が FTA 政策の推進においてなぜ大きな差異が生まれたのかを明らかにすることが大きなテーマである。

韓国は、1996 年に経済協力開発機構 (OECD) に加盟した。韓国は、日本と同様に 1990 年代半ばまで WTO による多角的自由貿易体制を重視し、FTA による二国間・地域自由貿易には積極的ではなかった。しかしながら、1997 年末のウォン通貨危機を受けて、1998 年 11 月には新しい FTA 政策の基本方針が対外経済政策調整委員会で決定された。

1 自由貿易協定 (Free Trade Agreement : FTA) は、国や地域同士で「輸出入にかかる関税」や「サービス業を行う際の規制」をなくすための国際的な協定。日本では「経済連携協定」(EPA: Economic Partnership Agreement) を使う。経済産業省によると、EPA は FTA の内容に加えて「投資環境の整備」、「知的財産保護の強化」、「技術協力」等を含むさらに包括的な国際協定となる。FTA は、最恵国待遇による自由化措置を基本原則とする「関税及び貿易に関する一般協定」における例外措置になっている。

WTOによる多角的貿易体制を重視しつつFTAをも推進するという、重層的な通商政策が打ち出されたのである。このような通商政策の転換は「費用最小化戦略から利益極大化戦略への転換」と指摘されている（金ゼンマ 2011）。そして、韓国は2003年8月に定めた「FTA ロードマップ（2004年5月拡充）」に基づき、同時多発的なFTA推進を掲げ、アジア（ASEAN、中国、インド、日本²と交渉中）、EU（2011年7月暫定発効）、アメリカ（2012年3月発効）等の国々との締結を目指し、従来の「FTA遅刻生³」からの脱却を図っている。韓国の緻密なFTA戦略の一方、日本はFTAへの取り組み遅延により、貿易転換効果のマイナス効果や諸外国からの日本へのFTAオファーのインセンティブ低下といった、国際通商戦略の遅れが指摘されている（深川 2005）（奥田 2011）。

日本のFTAへの対応は遅れている。日本はASEAN諸国を中心に13カ国・地域とのEPAを発効しているが、日本は2012年7月時点で貿易額に占めるFTAのカバー割合は18.7%（外務省 2012）しかない。一方、韓国は、アメリカとEUとの間でそれぞれFTAを発効させ、中国との交渉に入っている。現在、韓国はFTAが発効した国だけで貿易総額の約35.2%をカバーし（外務省 2012）、これに中国とのFTAが発効すればその値は約6割までになる（IMF2011年貿易統計に基づき計算）。このような中、本研究においては、日本と韓国におけるFTA推進の差の原因を分析すべく、大統領や総理大臣による政策決定、FTA交渉や国内調整などの規定、FTA交渉体制等を含む両国の政策決定システムを比較分析する。また、定量的にFTAの段階毎の交渉日数の比較を行うこととする。

FTA政策の決定システムの比較分析に当たり、韓国を比較の対象とした理由は、大きく3点ある。1点目は、地位的な類似性である。両国とも極東に立地し、互いに中国、ロシアと言った大国が周辺にある。2点目は、貿易構造の類似性である。貿易相手国を見ると、日・韓両国ともに中国向け輸出は年々増加し、2009年には日韓両国にとって長年最大の貿易相手国であったアメリカを抜いて中国が最大の貿易相手国となっている。また、貿易品目では、日本の輸出は、輸送機械製品、電気電子製品、化学製品、金属製品などが大きな割合を占める。一方、韓国の場合も、衣類繊維、電気電子製品、輸送機械、機械類と輸出品目において日本と競合している。3点目は、同じタイミングでWTOからFTAに通商政策の舵を切ったことである。前述のように2000年代に入ってから日韓ともにWTOからFTAに自由貿易政策の舵を切っている。

このような類似点がありながら日本と韓国においてFTA推進の差異が生じたかを分析するため、日本と韓国のFTAに関する政策決定システムの比較分析を行う。このため、日本及び韓国において様々な統計や文献の調査を行った。また、2008年9月及び2011年

2 日本は2004年11月以降韓国との交渉を中断しており、2012年7月現在では交渉再開に向けた調整が行われている。

3 宗通商交渉本部長がFTA局創設に関するブリーフィングで発言（2004年10月22日報道資料）。

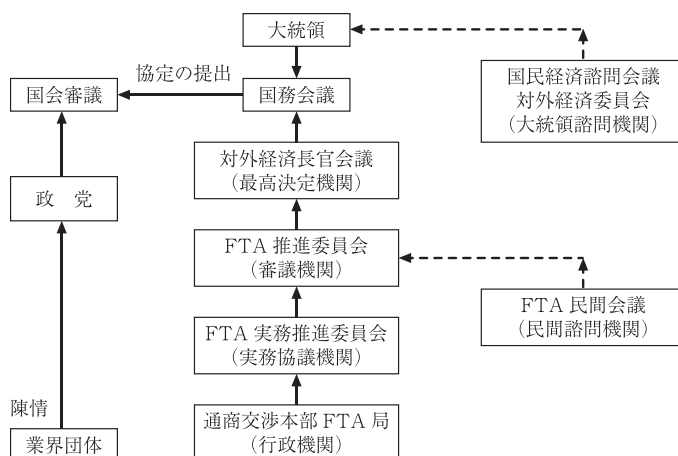


図1 韓国における FTA 政策の決定システム

出典：金ゼンマ（2011）「韓国の FTA 政策決定過程」『アジア太平洋討究』No. 17（October 2011）、67 ページ

12月と2回の韓国を訪問し、韓国の国会議員7名、政府関係者6名、研究機関関係者3名、在韓国日本大使館等職員3名に対しインタビュー調査を行うとともに、日本においても国会議員13名、政府関係者10名へのインタビュー調査⁴を行った。

2. 先行研究

韓国の FTA 政策の決定システムに関する研究としては、図1のように韓国の FTA 政策決定システムの分析に基づき、盧武鉉政府が打ち出した「北東アジア時代構想」が韓国の FTA 推進に与えた影響を分析した研究がある（金ゼンマ 2011）。

同様に FTA をめぐる政治グループの形成、大統領のリーダーシップと政治力学等から韓国の FTA を分析している（Koo 2006, 2009）。そして、金大中、盧武鉉及び李明博といった大統領毎の FTA 政策の変遷を整理し研究している（磯崎 2009）。また、日韓 FTA の政治的側面に焦点を当てた研究として、韓国国内の FTA に関する政治動向の分析（金都亨 2005）、日韓 FTA 交渉における国内アクターの政策過程分析があり（金庚美 2007）、日韓の FTA 政策における対応の違いを、政治制度の差から説明を試みている。また、韓国政府が短期間で多数の FTA を締結することが可能となったのは政策決定過程において FTA 推進を専門とする新たな機構を発足させ、政府主導で積極的に FTA 推進政策を実

4 インタビュー調査は、韓国国会議員は6名がハンナラ党、1名が民主党。政府関係者は3名が外交通商部、3名が知識経済部。日本の国会議員13名の内訳は、民主党10名及び自由民主党3名、参議院議員8名（元参議院議員1名を含む）及び衆議院議員5名。

施したことによるところが大きいとの指摘がある（ジョン・インヂョ 2010）。この点はインタビューを行った韓国のFTA研究者も指摘している。

韓国のFTA戦略については、韓国のFTA政策が多国籍企業のグローバル戦略、特にグローバル・サプライチェーン展開や輸出戦略に与える影響について考察している（朴他 2011）。また、韓国のFTA政策が2003年のFTAロードマップの策定をきっかけに大きく転換したことを指摘している研究も数多くある（高 2004）（陳 2005）（金榮緑 2005）。韓国の同時多発的なFTA政策の展望の分析もある（趙 2004）。そして、韓国FTA政策の概括及び経済効果に関する分析を行い、韓国との比較の上で、日本が全体的な戦略の構築を後回しにしていることを指摘している（中島 2002）。また、韓米FTAの合意内容や他国への影響の分析を行っている（尾池・馬場 2007）。

FTA政策に関するインタビュー調査に基づく研究としては、韓国の自動車産業関係者に対するインタビュー調査を行っている（現代文化研究所 2011）。また、日本・シンガポールEPAについて日本の政府関係者に対しインタビュー調査を行い検討段階の研究を行っている（金ゼンマ 2008）。さらに日本の政府関係者などインタビュー調査に基づき東アジア構想のFTA政策への影響に関する研究を行っている（大矢 2004）。しかしながら、本研究におけるインタビュー調査のように日韓の政府関係者のみならず現職の日本及び韓国の国会議員に対してインタビューしたものはなく、今回のインタビュー調査で特に両国の国会議員の情報を得ることができたことは、本研究の大きな成果であると考えられる。

なお、日韓FTAに関する研究は数多くある。例えば、日韓FTAの意義と課題に関する分析については（井川 2004）、（小川 2004）、（崔 2006）、（鄭・趙 2007）などがある。また、各産業部門別の経済効果分析（中島 2002）、自動車産業などの影響分析（金奉吉 2005）、（金都亨 2007）、日韓の交渉経緯に関する分析（趙・北川 2005）がある。また、日韓FTAの交渉再開への課題を分析し、日本のFTA推進体制の見直し、政治の建設的関与の必要性を指摘している（深川 2005）。

以上の先行研究は、FTAによる経済効果や政治体制および産業アクターの動向についての分析が中心であり、本研究にあるFTAの政策決定システムの日韓比較やFTA交渉速度を日韓で比較分析したものはない。なお、日本および韓国以外の国に対しても、FTAの交渉速度を分析、比較をした研究はない。また、前述のようにFTA政策に関する日韓両国の国会議員へのインタビュー調査に基づく研究も前例がない。

3. 仮説と分析の枠組み

本研究では、先行研究でも行われていない政策決定システムの相違が日韓のFTAの質（FTAの貿易カバー率）やFTA交渉期間に与える影響を分析する。そのため、「韓国では政府が大統領のコア・エグゼクティブの下、国会とはあまり連携を取らずFTA交渉を

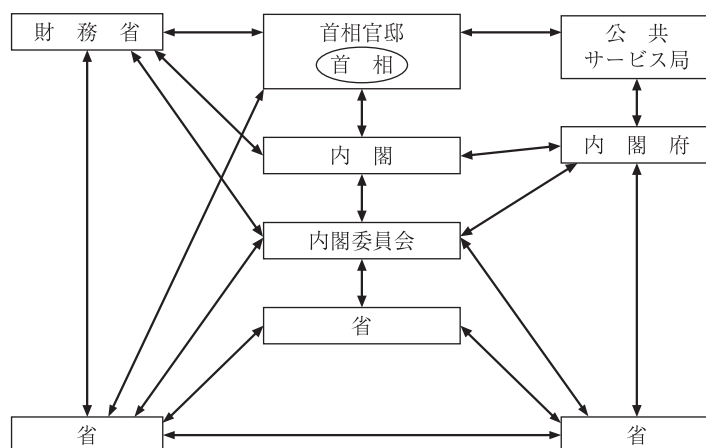


図2 コア・エグゼクティブ・モデルの概念図

出典：渡邊樹 (2006) 「ブレア政権における「中核的執政」(コア・エグゼクティブ)」『レファレンス』9月号。D. Kavanagh (2004), "The Cabinet and Prime Minister" B. Jones et al, Politics UK, 5thed., Harlow: Pearson Longman, 2004, p. 465. に基づき渡邊樹作成。

進めるため、署名から批准(国会承認)までの時間はかかるが、批准から発効までの時間は短い」と仮説を立て検証を行う。

(1) 分析枠組み：コア・エグゼクティブ・モデル

本研究では、政策決定システムのモデルである「コア・エグゼクティブ・モデル」(Rhodes and Dunleavy 1995)を用い、日本及び韓国のFTA政策に関する政策決定システムの比較を試みる。「コア・エグゼクティブ」とは、協働して中央政府の政策を統合し、あるいは、政府機関同士の対立を最終仲裁者としてまとめる役目を主として果たす機関や構造を指す(Rhodes and Dunleavy 1990)。「コア・エグゼクティブ・モデル」とは、図2のように、内閣総理大臣、内閣、内閣委員会、政党、官僚機構など「それらに対応する行政側、非公式的な閣僚間の会合、二者協議、省庁間委員会等を包含する諸制度やネットワークや様々な手段からなる複合的な網の目(complex web)」とされる(Rhodes 1995)。

FTAなど外交政策決定の分析のモデルについては、一般に「コア・エグゼクティブ・モデル」、「政策ネットワーク論」、「官僚政治モデル」、「2レベルゲーム・モデル」などがある。それぞれのモデルの特徴は表1のように総括される。この表にあるように、各モデルには様々な特徴があるが、本研究の課題は、①国内の政策決定システムを中心に、②特に大統領及び総理大臣といった政府のトップの政策決定に焦点を当てることから「コア・エグゼクティブ・モデル」を使って分析を行うこととする。

コア・エグゼクティブ・モデルに関する一般的な研究としては、コア・エグゼクティ

表1 外交に関する政策決定システムのモデルの比較

モデル	概要	外交政策への適用	先行研究事例
コア・エグゼクティブ・モデル	総理大臣、内閣、国会、政党、官僚機構など政策決定の中核（コア）に焦点を当てた分析モデル。単純化されており、政府トップのリーダーシップの分析には適していると思われる。	政策ネットワーク論と同様に国内の政策決定に適する。	イギリスの首相の政策決定システム（Kavanagh 2004） 中国における経済政策の決定メカニズム（大西 2005） 自民党政権における地方分権に関する政策決定システム（伊藤 2006）
政策ネットワーク論	政策決定において、アクターについて、その機能、全体の構造、行動規範、相互関係、戦略などからネットワーク的な政策決定を行うことを前提としたモデル。汎用性は高いと思われるが、一方で応用範囲が広く、共通化しにくいと考える。	基本的に国内における政策決定システムのモデルであり、他国政府などのアクターとの交渉などはあまり配慮されていない。	イギリス政府の予算配分（Hecló and Wildavsky 1974） 自由民主党の政策決定システム（新川 1999） 西ドイツとイギリスにおける政府と化学産業の関係（Grant, Paterson and Whitson 1998）
2レベルゲーム理論	ゲーム理論を用い、国際交渉と国内交渉を包括したモデル。	政策決定システム全体を外交交渉も含め分析対象とできる。外交分野に適したモデル。	GATT/WTO の交渉過程（Bagwell and Staiger 1999） 欧州の宇宙政策（鈴木 2001） 米国と日本の FTA 政策の関係（Krauss 2003）
官僚政治モデル	官僚機構などにおける個人の政策決定のレベルから、組織レベル、国家レベルと重層的に政策決定システムを見るモデル。	個人の政策決定プロセスなどから外交の政策決定システムを分析するモデル。	キューバ紛争における政策決定過程（Allison 1971） アフガン侵攻における政策決定プロセス（金 1996）
エピステミック・コミュニティ理論	研究者など専門家のネットワーク（知識共同体）により政策が形成されるモデル。	地球温暖化、技術の標準化など専門的な知識が必要な外交交渉に使われるモデル。	GATT交渉（Adler and Haas 1992） 地球温暖化対策交渉（Haas 1992）

出典：筆者作成。

ブ・モデルが政策意思決定システムの有力なモデルとして日本の政策決定システムにも適用できるとしている研究がある（伊東 2006）。また、日本と欧米の議院内閣制、普通選挙制、内閣制、官僚制などを対象としてコア・エグゼクティブ・モデルを用いた比較研究を行っている（Silberman 1993）。そして、地方分権における政策決定システムに関してコア・エグゼクティブを用いて検討を行い、橋本内閣以前までの内閣が安定性を欠いた中で地方分権で進めた構造を分析している（伊藤 2008）。なお、コア・エグゼクティブ・モデルを

用い自由貿易政策を分析した先行研究としては、(寺田・三浦 2012) (三浦 2010、2011) がある。これらの研究においては、自由民主党と政権交代後の民主党の自由貿易政策に関するコア・エグゼクティブ・モデルの変化を分析し、民主党政権に替わり自由貿易政策が進展した理由を分析している。また、日本シンガポール経済連携協定交渉における関係省庁や業界団体など国内アクターの関係を分析しているものもある(金ゼンマ 2008)。

(2) FTA 政策の決定システムを支える制度・体制の比較

韓国は、そもそも大統領制であり、議院内閣制の日本よりもコア・エグゼクティブは強力である。それに加え、FTA 政策を強力に推進するため、コア・エグゼクティブを支える仕組みを 2004 年以降、急速に整備した。まず、2003 年 9 月に策定した「FTA ロードマップ」により、中長期的な FTA 政策の目標と道筋を示し、大統領訓令として 2004 年 6 月に「自由貿易協定手続き規定」を定め、FTA に関する政策意思決定の手続きを明確化した(中島 2007)。また、2004 年 10 月には外交通商部内に「FTA 局」を設置し、外交通商部、財務企画部、知識産業部、農水食品部と分断されていた FTA の調整と交渉窓口を一元化し、また、省庁毎に管理されていた政府系の研究機関を全て大統領府の下に一元的に管理することとした⁵。これらの政策により韓国のコア・エグゼクティブがどのようになっていくかを次の四つの視点から日本と比較し分析する。

- ①政策意思決定プロセス：両国の政治体制は異なった形態を持っており、一般に日本は議院内閣制に基づく合議型の政治体制であり、韓国は大統領制に基づく独任制と言われる。政治体制におけるこれらの違いから、FTA 政策の決定プロセスにおいてどのような違いが見られるのかを分析する。
- ②交渉手続きのルール化：韓国においては、大統領訓令として 2004 年 6 月に「自由貿易協定手続き規定」を定め、FTA に関する政策意思決定の手続きを明確化した。一方、日本においては、2004 年 12 月に「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」や 2008 年 6 月に「経済財政改革の基本方針 2008」を閣議決定したが、具体的な交渉や意思決定に関する手続きは制定していない。このような違いがコア・エグゼクティブにどのような影響を与えたかを分析する。
- ③政府の体制：FTA 政策に関係する省庁組織の体制・規模や政府内における政策の企画調整の体制などを比較分析する。
- ④シンクタンク：シンクタンクは、FTA の経済や社会への影響などを分析し、政策決定を支える大きなプレーヤーとなっている。日韓においてシンクタンクの体制や仕組みがどのように違うか、また、どのような影響を与えるかを分析する。

5 韓国政府系研究機関研究者のインタビュー調査に基づく。

表2 平均交渉期間の日韓比較（2011年12月時点）

(a) 交渉中・発効した FTA の平均交渉期間						
	検討段階	交渉～合意	合意～署名	署名～批准	批准～発効	全体
日本	418	526	249	135	165	1,518
韓国	373	734	189	233	59	1,543
(b) 日韓に共通する相手国（チリ、シンガポール、ASEAN、インド）との FTA の平均交渉期間						
	検討段階	交渉～合意	合意～署名	署名～批准	批准～発効	全体
日本	450	663	172	80	140	1,499
韓国	377	676	175	225	64	1,513

出典：作者作成。

4. 日韓の交渉段階毎の FTA 交渉期間の比較

日本の FTA 政策の課題を交渉過程という側面から明らかにすべく、日本と韓国が FTA を締結するまでどの程度の日数を要しているかを算出し、両国の差を分析した。FTA 交渉における一連の手続き⁶を、①民間や政府間の共同研究などの「検討期間」⁷、②両国の政府交渉団による実際の交渉開始⁸から大筋合意に至るまでの「交渉～合意期間」、③協定の文面を調整するテキスト交渉に当たる「合意～署名期間」、④交渉終了から国会批准に至るまでの「署名～批准期間」、⑤国会承認から実際の発効に至るまでの「批准～発効期間」に分類し、過去全ての FTA 交渉においてかかった日数を各期間別にまとめ、その合計及び平均値を算出した。2011年12月時点における各交渉期間の平均を示したのが表2の（a）となる。また、日韓に共通する FTA 締結相手国だけを抽出しても、表2の（b）のように同様の傾向となっている。

交渉日数の内訳については、参考として FTA 交渉に要した日数の平均を見ると、日本 1,518 日、韓国 1,543 日と大きな違いは見られない。また、日本及び韓国の両国とも FTA が発効している相手国だけで比較しても日本が 1,499 日、韓国が 1,513 日とほぼ同じである。一方、段階別にみると、「検討段階」、「交渉～合意」、「合意～署名」までは日本と韓国にそれほど大きな差異は見られないが、「署名～批准」にかけての期間は日本が韓国の半分程度（日本は 135 日、韓国は 233 日）であること及び「批准～発効」にかけての期間は韓

6 交渉過程の定義に関しては、交渉開始、交渉開始後、大筋合意、署名、発効という分類し解説を行ったものとして、渡邊頼純監修『解説 FTA・EPA 交渉』日本経済評論社が挙げられる。

7 検討期間は、官民が参加する FTA 共同研究の期間としている。例えば、日本チリ EPA においては 2004 年 11 月 22 日に小泉総理とラゴス大統領は、両国間の EPA 締結の可能性を検討するための産学官による「共同研究会」を立ち上げることで意見が一致し、2005 年 1 月 31 日に共同研究が始まった。この共同研究の開始を検討開始とし、2006 年 2 月 23 日の政府間交渉開始を検討の終了としている。

8 交渉開始日とは、政府間検討段階後に開始される実際の交渉協議開始日を指す。

国が日本の1/3程度（日本は165日、韓国は59日）であることが判明した。なお、日本及び韓国の両国ともFTAが発効している相手国だけで比較しても同様な傾向となっている。

なお、2011年12月時点で日本がFTAを交渉中又は終えた国は表3、韓国がFTAを交渉中又は終えた国は表4のようになる。

本研究では、日本と韓国のFTA締結相手国の差異だけでなく、このような交渉速度の差異がなぜ生じたかについてもコア・エグゼクティブ・モデルに基づき分析することとする。

5. コア・エグゼクティブの比較

(1) 韓国におけるコア・エグゼクティブによるFTA政策決定

FTA政策の決定システムに関しても、日本と韓国で大きな違いが見られる。日本は議院内閣制に立脚した「合議型」政治体制であり、各省庁が意見を繰り返し調整する形で意思決定を行っているため、結論に至るまで時間がかかり、FTA交渉速度に対しネガティブに作用している。インタビューを行った日本政府関係者は、韓国との政策決定システムの相違点について「日本は議院内閣制であり、国会議員の理解を得るのに労力がかかるが、理解が得られれば条約・協定が成立しないことはまずない」と指摘している。実際に日本では、戦後において条約・協定が国会に提出され成立しなかったことは5件しかない。⁹

他方、韓国は、大統領が頂点に立ちトップダウンで政策を推進していく「独任型」政治体制であり、各省庁や交渉団内での議論は実務上の議論にとどまり、戦略や方向性に関する議論は起こりにくい（金ゼンマ 2011）（奥田 2011）。しかし、強引にFTA交渉を進めた結果、FTA交渉後、情報開示によりFTAの経緯が広く共有されるようになってから反対意見が噴出するという事態が起こっている（ジョン・インヂョ 2010）。この点は、インタビューを行った韓国の国会議員、政府関係者及び研究者が指摘している。

韓国では、大統領がトップダウンで意思決定を行う。大統領は、国会の同意を得て国務総理を任命し、大統領が議長となる国務会議（日本でいう閣議）の助力を得ながら行政を行う。「韓国では、委任大統領制（Delegative Presidentialism）と称されるほど大統領の権限は莫大である。通商交渉本部が推進委員会を中心に、他のどの国よりも果敢かつ迅速にFTA政策を進めることができるのは大統領の意向という要因が大きい」との指摘もある（金ゼンマ 2011）。韓国政府関係者のひとりには「大統領制ということもあり意思決定を

9 意図的に国会が条約・協定の承認を止めたことはない。「障害者の権利に関する条約」と「国と国際機関との間又は国際機関相互の間の条約についての法に関するウィーン条約」等5つの条約・協定については、署名を行い国会に提出したが、条約発効の条件が整わず国会承認されなかった（2012年6月に外務省条約局に確認）。

表3 日本のFTA交渉過程ごとの経過日数（2011年12月時点）

	発効日	検討 段階	交渉～ 合意	合意～ 署名	署名～ 批准	批准～ 発効	全体
シンガポール	2002/11/30	377	256	94	116	207	1,046
メキシコ	2005/04/01	676	484	190	55	143	1,544
マレーシア	2006/07/13	251	499	203	135	79	1,163
フィリピン	2008/12/11	476	299	649	90	737	2,247
タイ	2007/11/01	516	564	580	72	142	1,870
チリ	2007/09/03	389	212	187	79	83	946
インドネシア	2008/07/01	677	502	256	281	47	1,759
ブルネイ	2008/07/31	126	179	177	308	106	892
ASEAN 全体	2008/12/01	469	865	234	39	194	1,797
韓国	2004/11/03 交渉中断	531					
GCC	2006/09/21 交渉開始	125					
ベトナム	2009/10/01	350	623	88	182	100	1,339
インド	2011/08/01	563	1,318	171	84	74	2,206
豪州	2007/04/23 交渉開始	527					
スイス	2009/09/01	565	501	144	126	70	1,402
ペルー	2009/03/23	64	539	260	193		
平均		418	526	249	135	165	1,518

表4 韓国のFTA交渉過程ごとの経過日数（2011年12月時点）

	発効日	検討 段階	交渉～ 合意	合意～ 署名	署名～ 批准	批准～ 発効	全体
チリ	2004/04/01	405	1,046	115	367	46	1,975
シンガポール	2006/03/02	330	308	249	120	92	1,095
EFTA	2006/09/01	161	176	157	198	64	752
ASEAN	2007/06/01	353	430	19	322	61	1,181
カナダ	2005/07/28 交渉開始	185					
インド	2010/01/01	421	918	317	92	57	1,801
日本	2004/11/03 交渉中断	531					
メキシコ (SECA)	2007/08/08 FTA に 格上げ合意	495	548	129			
メキシコ (FTA)	2007/12/05 交渉開始	158					
EU	2011/07/01	293	799	451	211	59	1,809
アメリカ	2012/03/15	124	1,643	71	323	32	2,189
GCC	2007/11 交渉開始	252					
ニュージーランド	2007/02 交渉開始	859					
オーストラリア	2007/05 交渉開始	750					
コロンビア	2009/03/02 交渉開始	281					
平均		373	734	189	233	59	1,543

出典：表3及び表4とも国立国会図書館調査資料より筆者作成。

行ったら政府の動きは早い。しかし、議会を通すのは大変。チリとのFTA発効は2度失敗し、3度目で成立した」と指摘していた。

(2) 大統領のコア・エグゼクティブの経緯

FTA政策に関する大統領のコア・エグゼクティブの経緯を見るとは、金大中大統領(1998-2003年)と盧武鉉大統領(2003-2008年)が韓国のFTA政策を推進したと指摘される(Koo 2006、2009)。金大中大統領は、経済面では市場原理主義を重視する政策を採択した。金は韓国をアジアの貿易・物流のハブ、国際ビジネスセンターにする構想を抱いており、そのためチリをはじめとするFTAを進めた。そして、就任直後の1998年2月に外務部、財経院及び通商産業部の各通商関連部局を外交通商部に一元化し、その下に通商交渉本部を新設した。通商交渉本部の最高責任者は通商交渉本部長であり、大統領直属で活動している。その後、盧は金の通商政策を継承し、「東アジア共同体構想」の下、北東アジアビジネスハブ推進大統領委員会を設置するなどFTA政策を推進した(金ゼンマ 2011)。盧は通商交渉本部に強い権限を与え、FTAロードマップやマルチトラック戦略などのプランを作成し、FTA政策を加速した(Koo 2009)。

韓国では、立憲共和制で大統領に強い権限がある。日本が採用している議院内閣制とはそのコア・エグゼクティブ・モデルに大きな相違がある。特に韓国においては、国会議員が行政府に入ることは近年少なくなっており、国会議員は立法府における立法活動に特化している(植田 2008)。実際に、2011年12月にインタビューを行ったハンナラ党議員3人のうち2人は、2012年4月の国会議員選挙に出馬せず、2012年11月の大統領選挙に集中すると発言していた。大統領選挙を応援し、大統領とともに政府に入ろうとの考えであった。

(3) コア・エグゼクティブの日韓比較

韓国においては、大統領がFTA交渉体制を直轄する形をとっている。大統領の支援機関として、諮問機関である国民経済諮問会議の下に「対外経済委員会」が設置されFTAの国内経済効果や課題の分析が行われる。一方、政府内においては、企画財政部長官(大臣)が主催し、関係部署の長(大臣)が参加する「対外経済長官会議」が設置され、省庁間の調整が行われる。なお、韓国政府関係者は「予算を所管する企画財政部が担当することにより農業政策など国内補完政策が推進しやすくなっている」と指摘している。

また、国会への審議の付託は、大統領の下にある議長とした「國務會議」において決定される。なお、國務會議までの調整は、①まず通商交渉本部で各省庁の調整・検討が行われ、②次に政府の実務関係者からなる「FTA実務推進會議」で議論が行われ、③「FTA推進委員会(民間の有識者も含む審議組織)」で議論され、④関係部(省庁)のトップが集まる「対外経済長官會議」で議論され、⑤最後に國務會議に上げるという政策意思決定プロセスと

なっている。このように大統領を中心とする FTA 政策の決定システムがあり、国内の利害の調整が必要な FTA 政策の意思決定が行いやすくなっている（高 2004）（中島 2007）。例えば、韓 EFTA・FTA においては、事務レベルでは調整がつかず、水産物の自由化に関して大統領が最終的に政策決定を行っている（奥田 2010）。

このように韓国の FTA 政策の決定システムにおいて大きな特徴は「大統領によるコア・エグゼクティブ」であり、整理すると図3のようになる。

一方、日本の野田政権における FTA 政策に関する意思決定プロセスを整理すると図4のようになる。

日本の FTA 政策に関する政策決定過程の特徴は、コア・エグゼクティブ・モデルから見た時に、日本の意思決定の流れが非常に複雑になっているということである。まず、与党内に政策調査会があり、その下の経済連携プロジェクトチームが設置され、党内の意見を集約する。そして、政策調査会がとりまとめた提言書は「政府・与党三役会議」に提出され、政府と党の政策の調整を行うこととなっている。しかしながら、これらの政策決定の過程は明確に規定されておらず、また、最終的に政府と党の意見調整を行う組織「政府・与党三役会議」は党の規約にさえも規定されていない¹⁰。また、業界団体の意見は、国会議員と関係省庁に伝えられ（陳情）、公式な場で意見を表明する仕組みが整備されていない。このように、韓国においては、大統領制という強いコア・エグゼクティブの下で、明確な政策決定ルールを規定することにより、議院内閣制をとり政府と国会・与党が調整しながら議論を進める日本と比べ、FTA 交渉においても迅速に政策決定を進めることができると考えられる。

（4）国会との調整

一方、FTA の承認を行う国会との関係を見てみる。韓国の国会は一院制であり、任期は4年で解散はない。インタビュー調査によると韓国議会は委員会中心主義であり、FTA は統一外交通商委員会で審議される。また、政党を見てみると与党ハンナラ党においては政策調査会のような党内の政策を議論調整する場はなく、国会審議を通じて党内意見の調整を行う。米韓 FTA の採決時は、党議員総会で議論をし、FTA を承認するとの結論となり、結局ハンナラ党では一名だけが反対した¹¹。また、インタビュー調査を行った複数の韓国議員から「FTA の交渉過程において国会議員への報告はない。政府は仮署名後に初めて説明に来る。国会軽視だ」との指摘があった。インタビュー調査を行った2011年12月末時点ではFTA など通商協定・条約に対する国会の監視を強化するための「通

10 民主党職員へのインタビュー調査より。実際にネットで閲覧できる民主党の組織規約等には政府・与党三役会議についての記述は見当たらない。

11 2011年12月21日のハンナラ党議員へのインタビューによる。

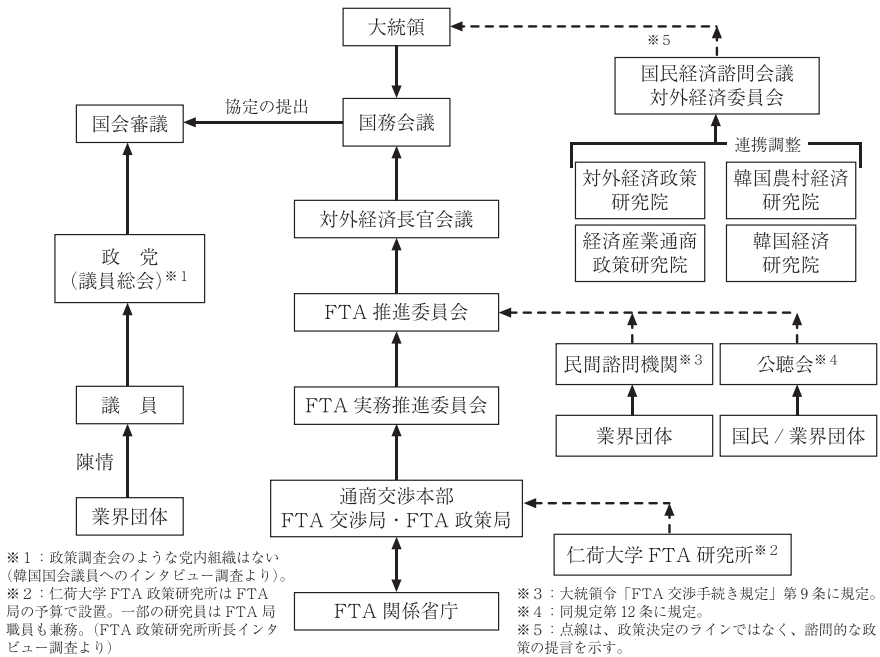


図 3 韓国における FTA 政策決定過程

出典：筆者作成

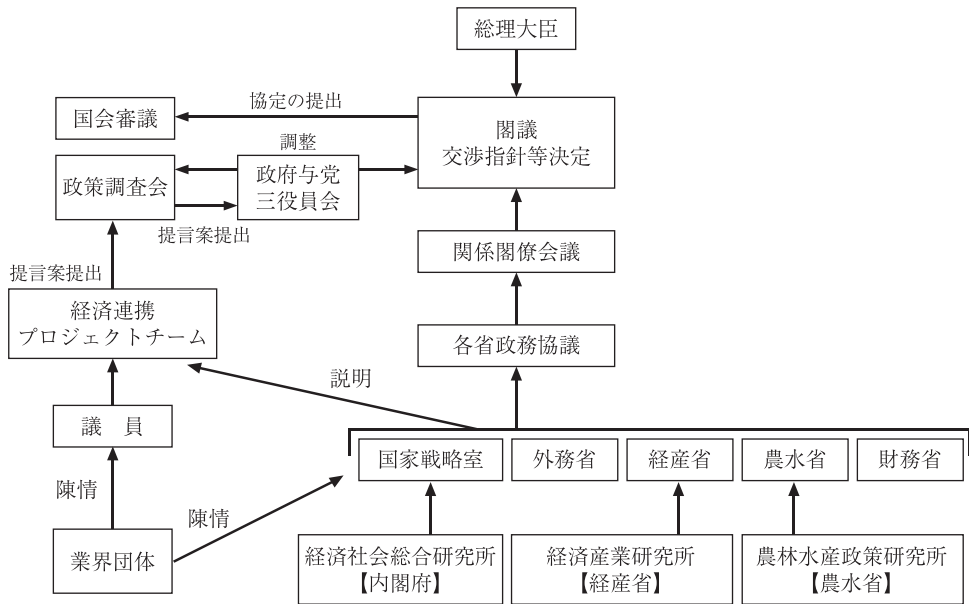


図 4 野田政権の政策決定過程

出典：筆者作成

商条約の締結手続及び履行に関する法律案」が審議されていた。そして、本法案は2011年12月29日に韓国国会において可決・成立された。そのポイントは3点ある。まず、①第5条には、政府は、国会の統一外交通商委員会等の要求があるときは、進行中又は署名が完了した通商条約について報告又は書類の提出を行わなければならないと規定され、②第6条には、外交通商部長官は、通商交渉開始前に通商条約締結計画を策定し、統一外交通商委員会に遅滞なく報告を行わなければならない、そして③第10条には、政府は通商条約締結計画に従って通商交渉を行わなければならない、と定められている。本法の成立により韓国のコア・エグゼクティブにおいて国会の役割が強まる可能性は高いと考えられる（藤本2012）。

一方、日本における政策決定システムの特徴は、「事前審査制度」と「与党と政府の二元構造」にある¹²。つまり、日本においては、政党が政策決定システムに内閣（政府）の外部が深く関与しているのである。完全に内閣から切り離された政党が政策決定システムにおいて大きな役割を果たしているのである。具体的には、政府提出法案（閣法）の事前審査がある（大山2002）。「事前審査」とは、各省庁が起草した閣議決定前の法律案を関係する部門会議（農林水産部門会議など）が審査し、その結果を民主党の政策調査会上げ、承認するものである。この法案の事前審査は、自由民主党の政権の下で慣習的に制度化されてきたものである。このため、日本では政権下では国会議員や党が大きな力を持っている。

6. FTA 交渉手続きの規定

韓チリFTAにおいては署名から批准までに1年を要した。これはチリとのFTAにより大きな影響を受ける農家の激しい反発にあったためである（金ゼンマ2011）。このため、韓国政府は、2004年5月に大統領訓令で「自由貿易協定手続き規定（大統領訓令第121号）」を策定した。

この規定の目的は、FTA交渉過程における手続きの明確化を図り、業界団体や民間専門家の参加により広範な意見を収集し、国民的合意を形成し、交渉の透明性を確保することであり、FTA交渉開始から締結までの意思決定プロセスのルールを明確化を図っている。この規定は、①総則、②自由貿易協定推進機構等交渉体制、③交渉前手続き、④交渉手続き及び⑤交渉後手続きという5章からなる。

まず、総則には、本規定の目的として、「FTA締結の効率的な推進」と「国民の理解と参加を向上すること」と設定されている。次に、FTA推進のための政府体制が規定され

12 農産物貿易自由化をめぐる政策決定システムについては、三浦秀之（2010）「農産物貿易自由化をめぐる政策決定システムの変遷—自由民主党政権下の変化に注目して—」『法政論叢』第47巻1号を参照。

表5 韓国 FTA 交渉手続き規定（抜粋）

<p>第1条（目的） この規定は自由貿易協定締結と係わる推進機構の構成・運営、締結手続きなどを規定することで自由貿易協定締結を効率的に推進して、その過程で国民の理解と参加を向上することを目的にする。</p> <p>第4条（推進委員会の機能） 推進委員会は次の各号の事項を審議する。1. 基本戦略、2. 自由貿易協定締結の妥当性、3. 自由貿易協定協議案、4. 補完対策、5. 広報対策、6. その他事項</p> <p>第9条（民間諮問会議） 関連業界及び関係専門家の意見を聞き取りして、自由貿易協定締結過程に反映するために民間諮問会議を推進委員会に置く。</p> <p>第12条（公聴会などの開催） 委員長は自由貿易協定の締結に対する関連業界及び関係専門家の意見を聞くために、公聴会またはシンポジウムを開催することができる。</p> <p>第13条（基本戦略の樹立） 委員長は推進委員会会議を開催して自由貿易協定推進に関して基本戦略を審議した後、対外経済相会議へ当戦略に対する審議・議決を要請しなければならない。</p> <p>第14条（妥当性の検討） 委員長は第13条の規定によって審議・議決された基本戦略によって実務推進会議及び民間諮問会議に特定国家または地域との自由貿易協定締結の妥当性に対する検討を要請しなければならない。</p> <p>第17条（交渉前論議） 委員長は対外経済相会議で第16条によって共同研究など交渉前論議開始を議決する場合には、次の各号の事項について協議しなければならない。1. 自由貿易締結の効果及び範囲、2. FTA 締結原則及び交渉方案、3. FTA 締結交渉に参照になる両国の制度、4. その他事項。</p> <p>第20条（交渉の進行） 委員長は交渉進行状況を推進委員会及び対外経済相会議に報告して、最終協議案に対する審議・議決を対外経済相会議に要請しなければならない。</p> <p>第23条（交渉結果報告） 委員長は交渉が妥結された時には国会に交渉結果（以下、自由貿易協定案）を報告して国民に適切な方法でこれを知らせなければならない。</p> <p>第24条（補完対策） 委員長は補完対策が必要な場合には、対外経済相会議に補完対策の樹立に対する審議・調整を要請しなければならない。</p> <p>出典：「自由貿易協定手続き規定（2004年6月 大統領訓令）」より抜粋、邦訳</p>

ている。第3条及び第4条では「FTA 協定推進委員会」を外交通商部に設置し、議題を①基本方向及び推進戦略、②FTA 締結の妥当性、③FTA 協議案、④国内影響と補完対策、⑤国内広報対策、⑥特別事項の6項目に設定することを定めている。また、外交通商部通商交渉本部長を委員長に置くことや関係各省庁の一級公務員が委員となることなどが規定されている。また、第10条「実務委員会の設置」で各関係省庁の局長クラスを委員とする規定を設け、第11条「民間諮問会議の設置」で、民間委員については、学識経験者、

業界及び団体の意思を代弁することができる者、関係政府機関の長の推薦を受けた者、という3項目の基準により選出するとしている。

そして、国内の意見集約に関しては、第12条「公聴会の開催」で国民と関連業界の意見を取り入れることとしている。また、交渉手続きの章では、第18条「交渉代表団」、第19条「協議案の審議」により、推進委員会の審議の前に民間諮問会議を開催して協議案に対する意見を取り集めること、委員長は訓令などで交渉を総括・指揮すること、委員長は交渉進行状況を報告し、審議・議決を対外経済相会議に要請しなければならないことが規定されている。第19条「交渉進行状況報告及び説明」、第20条「仮署名」では、仮署名後の重要進行状況の国会への報告義務、国民への説明義務が定められている。このように非常に詳細な意見集約手続きが規定されているが、「自由貿易協定締結手続き規定」ではFTA締結プロセスにおける透明性と信頼性確保のために段階別手続きと利害関係者らの意見集約を規定しているが、十分ではなく、したがって、利益集団の通商政策決定過程への参加機会が少なく、一度決定された通商政策に対して議論が常に提起されているとの指摘もある（ジョン・インヂョ 2010）。

一方、日本においては、FTA交渉のマクロスケジュールは2004年12月に制定された「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」に記述されている。また、具体的なFTA交渉相手国については2008年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」に記述されており、これがFTAロードマップとしてFTAの達成目標を示している。2004年策定の基本方針には「交渉の進め方や作業を効率化するよう努める」、「必要な人的体制を更に整備することとし、民間専門家の一層の活用についても検討する」といった記述があるが、具体的な交渉や意思決定に関する手続きは制定されていない。

このように日本の交渉過程における手続きは、過去の交渉から経験則的に蓄積されたものであり、具体的な規定による手続きではない。例えば、開国フォーラムというタウンミーティングを開催したことがあるが、民間企業に対する公聴会や有識者を含めた諮問会議の開催の規定は存在しない¹³。

7. 政府交渉体制の比較

(1) 日本政府におけるFTA政策担当部署の規模・人員・機能

日本政府のFTAの推進機能は、図5のように各省庁別に整えられている。外務省は「経済政策調整官」を設置しており、経済産業省は経済連携課を設置している。農林水産省は、FTA政策に向けた経済連携チームを組織し、総合戦略面と地域的な個別チームに系統を分類し、複数のFTA交渉を同時並行的に推進できる体制を整えている。しかし、各省庁

13 国家戦略室ホームページ <http://www.npu.go.jp/forum/>、2012年7月15日確認。

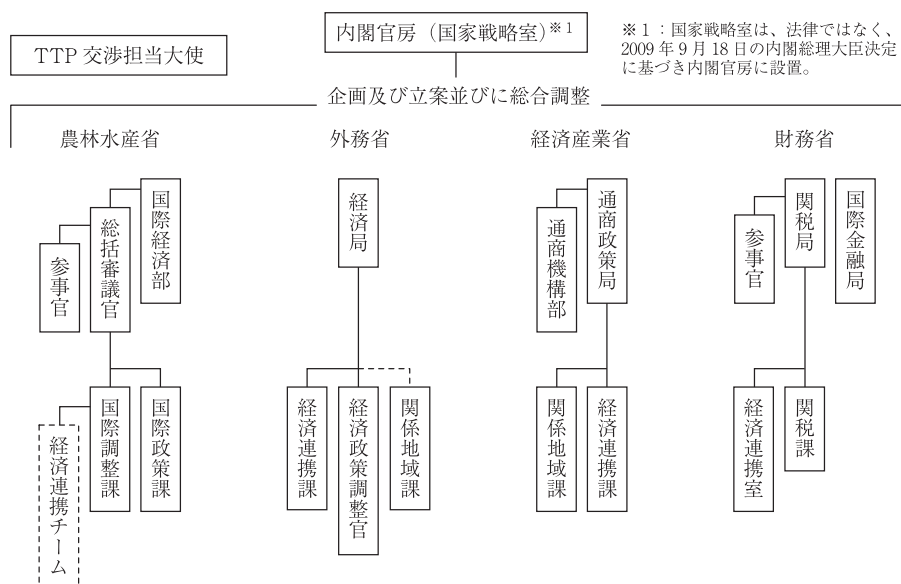


図5 日本政府のFTA関連組織

出典：日本政府関係者へのインタビュー等に基づき作成（2011年12月時点）。

を統括する横断的なFTA交渉体制の構築には至っておらず、従来から指摘されていた「司令官の不在」に対する解決策はとられていない。この点はインタビューを行った日本の国会議員及び政府関係者も指摘している。

また、2009年9月18日に国家戦略室が内閣総理大臣決定¹⁴に基づき設置された。国家戦略室の機能は「企画及び立案並びに総合調整」とされているが、政府関係者や民主党関係者のインタビュー調査ではその機能はまだ十分には達成されていないと指摘されている。その理由の一つに体制の未整備がある。FTA政策の担当は全員で10人程度であり、他の政策も兼任しているものも多く、FTA政策専属で活動している職員が不足しているとの指摘があった。

一方、外務省は、2004年に経済局を再編し、FTA政策を担当する目的で経済連携課を新設した。外務省におけるFTA交渉担当部署は、FTA政策立案などを行う経済連携課（職員約50名、2012年7月時点のインタビュー調査に基づく）と交渉相手国との窓口である地域別担当課となる。また、経済産業省は、経済連携課（46名：2011年末時点、併任を含む¹⁵）を設置し体制を強化している。そして、2003年10月24日には経済産業省内に経

14 官邸ホームページ、http://www.npu.go.jp/about/pdf/20090918_settikonkyo.pdf、2012年7月15日確認。

15 職員数は、『経済産業ハンドブック（2012）』商工会館、41-42ページに基づきカウント。

済産業大臣を本部長とする「FTA 交渉推進本部」を設置した。関係地域課を含めた FTA 関連の省内外調整は推進本部が中心となり行っていく形がとられているが実際には機能していない¹⁶。一方、農林水産省の FTA 関連部署は国際部国際経済課経済連携チームと品目別 EPA/FTA チームとの二重構造になっている。経済連携チームが地域別に状況分析を含めた交渉の総合戦略を策定し、関係局庁が品目別の戦略方針の策定を行っている。指揮系統としては、総括審議官（国際部）を頂点とし、国際部長・参事官が続き、国際調整課長を経由して各分野別チームをまとめている。なお、財務省も FTA に関与するが、関税を中心としたものであり、関税局に経済連携室を設置し対応している。

（2）韓国政府の FTA 政策関連当部署の規模・人員・機能

図6に、韓国政府の FTA 関連組織を示す。FTA 交渉手続き規定に基づき設置された通商交渉本部長の下に3名の FTA 交渉代表がいる。これらを支えるのが、FTA 政策局と FTA 交渉局となる。それぞれの体制は FTA 政策局が約 50 名弱、FTA 交渉局が約 40 名弱¹⁷となる。

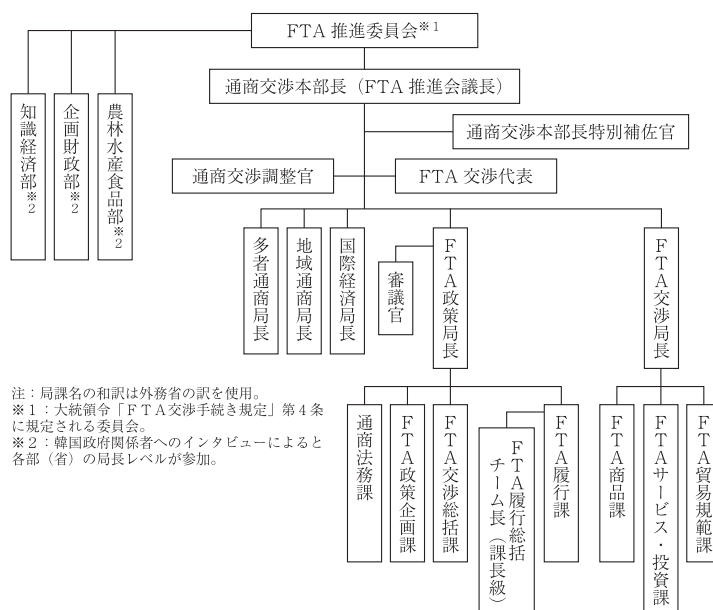


図6 韓国政府の FTA 関連組織

出典：韓国政府ホームページ及びインタビュー調査により作成（2011年12月時点）。

16 政府関係者インタビュー調査による。

17 職員の数は、韓国外交通商部ホームページ http://www.mofat.go.kr/introduce/organized/chart/index.jsp?menu=m_70_40_10 により 2012年6月19日に確認。

FTA 政策局は、FTA 政策における総合的な戦略立案を担当している。局内には、自由貿易協定政策企画課（14名）、自由貿易協定履行課（13名）、自由貿易協定交渉総括課（8名）、通商法務課（11名）がある。一方、FTA 交渉局は、FTA 交渉戦略を担当している。局内には、自由貿易協定商品課（11名）、自由貿易協定サービス投資家（12名）、自由貿易協定貿易規範課（12名）がある。インタビュー調査によると職員はFTA 政策の企画・調整業務が主であり、データや資料の整理・作成や外部のイベントの実施などは基本的に外部に依頼するという。実際にオフィスを視察したが、日本政府と違い各机にセパレータがあり、外国の企業オフィスのイメージであった。

また、外交通商部以外の省庁もFTA 推進委員会を通じてFTA 政策に関与している。FTA 推進委員会に関する部署として、企画財政部に対外経済政策調整のため対外経済局、農林水産食品部に国際協力局、知識経済部に貿易投資室がある。

なお、通商交渉本部にはFTA 政策局とFTA 交渉局の他に3局がある。①多者通商局は、WTO、APEC 及び地域経済協力などマルチの通商政策の企画立案と評価を行う。②地域通商局は、通商政策推進の支援として、外資誘致や国内投資環境整備とともに、海外投資に関する情報収集と投資支援を行う。③国際経済局は、開発途上国への経済協力、南北経済交流、環境問題、国際協力など対外経済政策の計画と調整を行う。

（3）日本と韓国の政府体制の違い

FTA 担当部署の人員規模¹⁸に関しては、日本の外務省は50名程度で経済産業省に50名弱の人員がいる。一方、韓国外交通商部にはFTA 関連2局において80名程度の人員と関係省庁の人員がおり、日本政府と韓国政府のFTA 中核担当者の人員数は同程度と見られる。

しかしながら、組織体制については日韓で違いが見られる。日本政府は各省庁に担当部署が分散しているのに加え、FTA を取り扱う部署が「課」クラスであるが、韓国は外交通商部にFTA 政策局及びFTA 交渉局が設置され、その上に通商交渉本部長が設置されており、政府を統合する権限が与えられている。なお、日本においては国家戦略室がFTA 政策のとりまとめを担当しているが、国家戦略室は各省庁の意見を調整するような強い権限は有していないとの指摘がある（古賀 2010）（上川 2011）。

8. FTA 政策に関する政府系シンクタンクの比較

韓国のFTA 政策に関する政府系シンクタンクとしては、対外経済政策研究院、産業経済貿易研究院、韓国農村経済研究院などがある。これらのシンクタンクは各関係省庁に所

18 日本政府の人員規模は政府関係者へのインタビューに基づく。

属していたが、2005年に全ての政府系シンクタンクは大統領府の国家研究評議会（National Research Council）の所属となっており、FTAに関する研究は国民経済諮問会議の下に統合されている。韓国の研究機関所長へのインタビューにおいては、「FTA政策に関する研究について関係研究機関でテーマや分析結果を調整協議する体制が整備されている」との発言があった。また、FTA政策局が数億円予算で仁荷大学にFTA研究所を設置し、FTAの交渉戦略や相手国毎のFTAの影響などの分析を行っている。FTA研究所の研究者はFTA政策局の職員を兼任し、研究の成果を政府内で直接に政策に反映している¹⁹。韓国ではFTAの効果の分析結果が政策決定に影響を与えている。例えば、2009年7月に企画財政部がとりまとめた「FTA推進現況及び期待効果」が具体的な経済的利益を分析してFTA対象国の選定を説明し、韓国のFTA政策の決定に大きな影響を及ぼしたの指摘がある（金ゼンマ 2011）。

一方、日本を見るとFTAに関する政府系研究機関は、内閣府の経済社会総合研究所、経済産業省の独立行政法人経済産業研究所及び日本貿易振興機構アジア経済研究所、農林水産省の農林水産政策研究所など省庁毎に管理が分かれている。例えば、2010年10月に各省庁がTPPを締結した場合の影響試算を相次いで提示した²⁰。農林水産省は、TPPで日本が農産物の関税を全面的に撤廃した場合、農業生産額が年間4兆1,000億円減少、加えて農業や関連産業の衰退によってGDPが約8兆円減ると公表した。一方、経済産業省は、TPPを締結した場合、輸出額が約8兆円増加、TPPに参加しなかった場合、GDPは最大10.5兆円減り、関連産業も含め「国内の雇用は81.2万人減る」とした。また、内閣府は、TPPへの参加で輸出が増え2009年に525兆円だった実質GDPが2.5～3.4兆円押し上げるとの試算を示した。このように各省庁が全く異なる分析結果を公表し、TPPの議論は大きく混乱した（読売新聞夕刊、2010年10月27日）。また、日本政府関係者へのインタビュー調査によると2012年5月時点において政府の統一見解としてFTAの効果进行分析することは行われていない。

9. 終わりに

本研究においては、韓国が日本と同様にOECD加盟国である点、東アジアに位置している点、地域FTA（RTA）には現在の段階で未加入である点という3点を満たす唯一の国であり²¹、また、韓国は日本と同様に、WTO体制よりFTA戦略を積極的に推進しているとの観点から日本と韓国の比較分析を行った。

19 2008年9月、FTA研究所所長へのインタビュー調査による。

20 内閣官房（2010）『EPAに関する各種試算』2010年10月27日。

21 中国に関しては、加盟を視野に入れたOECD側の調査開始を理事会が事務総長に請求（2007年5月）したが、2012年5月時点ではOECD加盟国ではない。

まず、図3と図4との比較から明確になるように、コア・エグゼクティブ・モデルから見た時に、日本の意思決定の流れが非常に複雑になっている。まず、事前審査という政党が政府の政策決定に影響を与える仕組みがあり、また、政府と政党の関係が明確に規定されておらず、最終的に政府と党の意見調整を行う「政府・与党三役会議」は党の規約にさえも規定されていないものとなっている。また、日本において、業界団体の意見は、国会議員と関係省庁に伝えられ(陳情)、公式な場で意見を表明する仕組みが整備されていない。韓国においては、FTA 交渉手続き規定に定められた民間諮問機関や公聴会により業界団体や国民の意見が聴取される仕組みが整備されている。

このように韓国と日本のFTA 政策の決定システムにおいて大きな相違は「大統領によるコア・エグゼクティブ」であり、そのシステムを支えるため、①大統領の下で政府が主導でFTA 政策を推進するコア・エグゼクティブ・システム、②FTA に関する国内調整を効率化するための手続きの整備、③政府のFTA 政策推進体制の統合及び体制の強化、④各省庁の下にあった政府系シンクタンクを大統領府の下に統合、といった対応が行われたことが判明した。

また、このような分析結果から、仮説である「韓国では政府が大統領のコア・エグゼクティブの下、国会とはあまり連携を取らずFTA 交渉を進めるため、署名から批准(国会承認)までの時間はかかるが、批准から発効までの時間は短い」は検証できた。

なお、現在の韓国の仕組みでは、FTA 交渉後の情報公開で反対意見が噴出する課題が残っている。この点については「通商条約の締結手続及び履行に関する法律」の運用がどのようになるかが注目される。

謝辞

本論文を執筆するにあたり、数多くの日本及び韓国の国会議員、政府関係者及び研究者にはインタビュー調査に応じていただき、また、早稲田大学の服部慎太郎氏及び榊原広貴氏にも様々な調査やアイデアの支援をいただきました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

参考文献

- 飯塚博(2010)「電子・電機業界でのEPA利用の実態」第2部・第1章『アジア太平洋におけるFTAの在り方：FTAネットワークの拡大と深化』日本機械輸出組合。
- 井川一宏(2004)「日韓自由貿易協定と新しい貿易理論」『国民経済雑誌』、19-31ページ。
- 磯崎典世(2009)「韓国におけるFTA戦略の変遷」『東アジアの国際関係』有信堂光文社、141-164ページ。

- 伊藤正次（2008）「国による『上から』の分権改革」森田朗・田口一博・金井利之編『政治空間の変容と政策革新3：分権改革の動態』東京大学出版会。
- 伊藤光利（2006）「官僚主導型政策決定と自由民主党」『レヴァイアサン』38号、10ページ。
- 尾池厚之・長渕憲二（2010）「韓国FTA政策と韓国EU・FTAの概要」『貿易と関税』58（6）、23-32ページ。
- 植田大祐（2008）『諸外国のFTA政策—韓国、米国、中国の事例—』国立国会図書館ISSUE BRIEF NUMBER 618（2008.6.12.）。
- 大矢根聡（2004）「東アジアFTA：日本の政策転換と地域構想」『国際問題』No.527、3月号。
- 大山礼子（2002）「政策決定における与党議員の役割」『世界と議会』5月号、277ページ。
- 小川雄平（2004）「日韓自由貿易協定：地方版自由貿易協定の視角から」『西南学院大学商学論集』51（2）、71-88ページ。
- 奥田聡（2011）「FTA戦略で先行する韓国—迅速な判断で貿易政策の軸に」『経営センサー』Vol.130、東レ経営研究所、20-23ページ。
- 奥田聡（2010）『韓国のFTA：10年の歩みと第三国への影響』アジ研選書Vol.19、アジア経済研究所。
- 上川龍之進（2010）「日本における経済政策立案過程の変容」『財政・社会保障の持続可能性に関する「制度・規範ワーキング・グループ」報告資料』内閣府、http://www5.cao.go.jp/keizai_2/keizai-syakai/k-s-kouzou/shiryuu/wg2-6kai/pdf/5.pdf、2012年8月5日確認。
- 大西靖（2005）『中国における経済政策決定メカニズム』金融財政事情研究会、2-37ページ。
- 外務省経済局（2012）『日本の経済連携協定（EPA）の現状と主要国・地域の取組状況』外務省ホームページ、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/genjo_kadai.pdf、2012年8月16日確認。
- 金成浩（1996）「ソ連のアフガニスタン侵攻：対外政策決定の分析」『スラヴ研究（Slavic Studies）』Vol.43、129-166ページ。
- 金都亨（2007）「韓日FTAにおける産業内貿易・分業パターン」『ERINA REPORT（特集韓日FTA）』No.76、環日本海経済研究所、7-28ページ。
- 金都亨（2005）「韓日FTAをめぐる内外対立の構図」『愛知大学国際問題研究所紀要』。
- 金庚美（2007）「FTAと国内政治—日韓FTA政策の比較から—」『国際関係論研究』Vol.26、23-50ページ。
- 金ゼンマ（2011）「韓国のFTA政策決定過程」『アジア太平洋討究』No.17（October 2011）、59-75ページ。
- 金ゼンマ（2008）「日本のFTA政策をめぐる国内政治：JSEPA交渉プロセスの分析」『一橋法学』Vol.7 No.3、683-719ページ。
- 金栄緑（2005）「地域貿易協定としてのFTAと韓国のFTA政策」『熊本学園大学経済論集』、43-58ページ。
- 金奉吉（2005）「日韓自由貿易協定と自動車産業：FTAの影響と協力可能性を中心に」『富山大学紀要・富大経済論集』、297-319ページ。
- 現代文化研究所（2011）『EU—韓FTA等韓国の貿易政策等が日・韓自動車産業の競争力に与える影響に関する調査研究2011年3月』財団法人国際経済交流財団。
- 高龍秀（2004）「韓国におけるFTA政策」『甲南経済学論集（故砂村賢教授追悼号）』。
- 古賀攻（2010）「東奔政走 国家戦略室の「格下げ」が物語る民主党「政治主導」の虚構」『エコノミスト』Vol.88 No.45、毎日新聞社、66-67ページ。
- 徐勝・李康國編著（2009）『韓米FTAと韓国経済の危機』晃洋書房。

- ジョン・インヂョ (2010) 「우리나라의 FTA 추진현황 및 추진체계」『FTA 通商論』ユルゴク出版社。
(邦訳:「韓国の FTA 推進現況と推進システム」)
- 申璋燮 (2009) 「IMF プログラムの世界的失敗と韓国経済の進路」徐勝・李康國編著『韓米 FTA と韓国経済の危機』第 6 章、晃洋書房。
- 新川敏光 (1999) 「政策ネットワーク論の射程」『季刊行政管理研究』59 号、14 ページ。
- 鈴木一人 (2001) 「国際協力体制の歴史的ダイナミズム：制度主義と「政策論理」アプローチの接合—欧州宇宙政策を例にとりて—」『政策研究』8-3、Feb.、113-132 ページ。
- 宋元旭 (2011) 「韓国の FTA 政策」日本機械輸出組合『韓国の FTA 政策と韓国企業の経営戦略』第 1 章、日本機械輸出組合通商・投資グループ報告書。
- 朴英元 (2011) 「韓国企業のグローバル成長戦略と FTA」日本機械輸出組合『韓国の FTA 政策と韓国企業の経営戦略』第 2 章、日本機械輸出組合通商・投資グループ報告書。
- 朴英元・天野倫文・宋元旭・福澤光啓 (2011) 「韓国の FTA 政策と韓国企業のグローバル戦略」『DISCUSSION PAPER SERIES No. 367』東京大学ものづくり経営研究センター。
- 朴建建 (2009) 「韓国の FTA 推進戦略と東アジア地域主義—日韓 FTA と米韓 FTA を中心に—」『北東アジア研究』第 16 号 12 月、149-170 ページ。
- 趙貞蘭 (2004) 「韓国の FTA 推進状況と今後の戦略」『拓殖大学大学院研究年報』。
- 趙貞蘭・北川俊光 (2005) 「日韓 FTA 締結に関する韓国の立場と交渉に関する展望」『国際商取引学会年報』Vol. 7、179-193 ページ。
- 崔錫信 (2006) 「韓日間の経済協力：韓日 FTA 推進の現況と展望」『産業経済研究』Vol. 47 No. 1、371-391 ページ。
- 陳曦 (2005) 「東アジアにおける FTA の形成と発展—日中韓における FTA 交渉—」『エコノミスト・ナガサキ』長崎県立大学。
- 鄭仁教・趙貞蘭 (2007) 「韓・日 FTA は可能なか—韓国の FTA 政策の考察及び韓・日 FTA 交渉に対する示唆」『ERINA REPORT (特集韓日 FTA)』No. 76、環日本海経済研究所、2-5 ページ。
- 寺田貴・三浦 秀之 (2012) 「日本の TPP 参加決定過程」馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成編『日本の TPP 戦略』文眞堂、150-167 ページ。
- 中島朋義 (2007) 「韓国の FTA 政策—その総括と経済効果分析—」環日本海経済研究所『ERINA Discussion paper』2007. 10、1-20 ページ。
- 中島朋義 (2002) 「日韓自由貿易協定の効果分析—部門別視点—」日韓自由貿易協定の効果分析—部門別視点—『ERINA Discussion paper』2002. 8、1-19 ページ。
- 馬場誠治・尾池厚之 (2007) 「韓米 FTA 合意と日本及び東アジア経済統合への影響」『関税と貿易』、18-34 ページ。
- 深川由起子 (2005) 「日韓自由貿易協定 (FTA) 交渉再出発への課題」『フィナンシャルレビュー April-2006』財務省財務総合政策研究所、81-103 ページ。
- 藤本夏人 (2012) 「韓国、通商条約の締結手続き及び履行に関する法律について」『外国の立法』Vol. 2012. 2、国立国会図書館調査及び立法考査局。
- 内閣官房 (2010) 『EPA に関する各種試算』2010 年 10 月 27 日。(http://www.npu.go.jp/policy/policy08/pdf/20101027/siryou2.pdf)
- 三浦秀之 (2011) 「日タイ経済連携協定における農産物の扱い」『アジア太平洋討究』Vol. 17、79-98 ページ。

- 三浦秀之（2010）「農産物貿易自由化をめぐる政策決定システムの変遷：自民党政権下の変化に注目して」『法政論叢』47（1）、18-46 ページ。
- 柳京熙・吉田成雄編著（2011）『韓国のFTA戦略と日本農業への示唆』筑波書房。
- Alder, Emanuel and Haas, Peter M. (1992) "Conclusion: Epistemic Communities, World Order, and the Creation of a Reflective Research Program." *International Organization*. Vol. 46. No. 1. Winter. MIT Press, pp. 367-390.
- Allison, Graham T. (1971) "Essence of Decision" Longman. 邦訳 宮里政玄訳（1977）『決定の本質』中央公論新社。
- Bagwell, Kyle and Robert W. Staiger (1999) "An Economic Theory of GATT," *American Economic Review*, 89, pp. 215-248.
- Dunleavy, P. and Rhodes, R. A. W. (1990), *CORE EXECUTIVE STUDIES IN BRITAIN*, Public Administration, 68: pp. 3-28.
- Grant, W. P., Paterson, W. and Whitson, C (1998) "Government and the Chemical Industry: A Comparative Study Study of Britain and West Germany" Oxford: Clarendon, pp. 58-67.
- Haas, Peter M. (1992) "Introduction: Epistemic Communities and International Policy Coordination," *International Organization*, Vol. 46 (1).
- Hecl, H. and Wildavsky, A. (1974) "The Private Government of Public Money?" London, Macmillan.
- IMF (2010) "Direction of Trade Statistics Year Book 2009". International Monetary Fund (IMF).
- Kavanagh, D. (2004) "The Cabinet and Prime Minister" B. Jones et al, *Politics UK*, 5th ed., Harlow: Pearson, Longman, p. 465.
- Koo, Min Gyo (2006) "From multilateralism to bilateralism? A shift in South Korea's trade strategy," Vinod Aggawal and Shujiro Urata (eds), *Bilateral Trade Agreements in the Asia-Pacific: Origins, Evolution and Implications*, Routledge, Ch.7, pp. 140-159.
- Koo, Min Gyo (2009) "South Korea's FTAs: Moving from an emulative," Mireya Solis, Barbara Stallings and Saori N. Katada (eds), *Competitive Regionalism: FTA Diffusion in the Pacific Rim*, Palgrave Macmillan, Ch. 9, pp. 181-197.
- Krauss, S. Ellis (2003) "The US, Japan, and Trade Liberalization: From Bilateral to Regional Multilateralism to Regionalism," *The Pacific Review* 16, pp. 307-329.
- Rhodes, R. A. W. and Dunleavy, Patrick eds. (1995) "Prime Minister, Cabinet and Core Executive", Macmillan Press.
- Rhodes, R. A. W. (1995) "Introducing the Core Executive", in Rhodes, R. A. W. and Dunleavy, P. *Prime Minister and Core Executive*, London, Macmillan.
- Silbarman, B. (1993) "Cages of Reason: The Rise of the Rational State in France, Japan, the United States, and Great Britain". Chicago: University of Chicago Press.

キーワード 韓国 (South Korea) 自由貿易協定 (Free Trade Agreement) 政策決定システム (Policy Decision System) コア・エグゼクティブ・モデル (Core Executive Model)

(FUJISUE Kenzo)